

J R 東海労申第 4 1 号  
2 0 1 8 年 3 月 1 2 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 小林 光昭

### 年次有給休暇の発給に関する申し入れ

組合の調査によると、大阪第二運輸所における 2018 年 3 月分の勤務発表において、社員が年休の時季指定をしていない日に勤務認証が「年休」となっている事態が発生している。

この事態について、下記のとおり申し入れるので団体交渉を開催すること。

#### 記

1. 社員が年休の時季を指定していない日を、会社が勝手に年休として勤務指定したことについて、会社の見解を明らかにすること。
2. 時季指定していない日に、年休を発給することは、労働基準法、就業規則に違反するものである。会社の見解を明らかにすること。
3. 大阪第二運輸所運転科は「3月17日以降の年休申し込みについて、暦日単位での申し込みとしていたが、交番月の乗務員については行路単位で年休を発給した。時季指定以外の日が年休不要の社員は運転科まで」といった主旨の掲示を職場で掲出した。  
本来であれば、就労日を公表し、社員から年休の時季指定を受け、25日までに勤務指定を行うことが基本であり、社員からの時季指定がない日に年休を発給するという会社の行為は、本末転倒である。労働基準法、就業規則に照らして見解を明らかにすること。
4. 本来であれば事前に運転科自らが、当該乗務員に対して事情説明と希望を聞くべきである。見解を明らかにすること。

5. 勝手に年休を発給した当該社員に謝罪すること。

以 上